

保育所等に児童が在籍する
保護者の勤務先事業主 様

草加市長 浅 井 昌 志

市内小学校の休校延長に伴う登園自粛の対応について（依頼）

平素は、本市の保育行政に対しご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年(2020年)4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令され、埼玉県が対象地域に含まれたことから、本市におきましては、保護者に原則として**自宅保育をお願いし、感染症拡大防止に最大限の協力を求めてまいりました。**

このたび、市内小学校の休校が延長されたことから、事態の収束に向けては、保育所等を利用する児童及び保護者においても感染リスクを最小限にするための一層の取組が必要な状況となっております。

つきましては、本市におきましては、市内小学校の休校延長終了日まで、以下の要件に該当する場合を除き、家庭での保育をお願いしております。

保護者全員が以下の①から④までのいずれかに該当し、かつ休業や休暇、在宅ワーク等の調整がつかない世帯、または⑤に該当であること。さらに、保護者以外の近親者等による保育が困難な状況であること。

- ① 病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事
- ② 高齢者施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々の保護の継続に関する業務に従事
- ③ インフラ（電力、ガスなど）運営や飲食料品、生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事
- ④ 警察、消防、鉄道、保育など、社会の安定の維持に関する業務に従事
- ⑤ その他、家庭での保育が特に困難な場合（労働以外の認定事由を含む）

事業者の皆様におかれましては、従業員の方やそのお子様を新型コロナウイルス感染症から守るため、保育所等に児童を預けて働いている保護者について、家庭での保育の実施に特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

(担当) 子ども未来部 保育課
TEL : 048-922-1491 (直通)
FAX : 048-922-3274